

企画提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり企画提案を募集する。

令和7年2月27日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

(1) 業務名

岡山県ふるさと納税支援委託業務

(2) 業務内容

別添1の岡山県ふるさと納税支援委託業務仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料

寄附金額の5%以内（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。ただし、返礼品の贈呈を伴わない寄附に係る業務については、寄附金額の2%以内（消費税及び地方消費税を含まない。）とし、次の点に留意すること。

①委託期間内におけるふるさと納税に係る寄附金額は、返礼品を贈呈する寄附については90,000千円、返礼品を贈呈しない寄附については、20,000千円と想定する。

②委託料は、(2)の業務内容に対する手数料であり、この業務を行うにあたって必要となる返礼品の提供事業者に支払う経費（返礼品代金及び配送料）は、委託料と併せて別途支払うものとする。

③寄附件数の著しい増加等により委託料が想定額を超えた場合、予算の範囲内で委託料を増額する場合がある。

2 企画提案に参加できる者の資格

企画提案に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作 小分類6イベント企画・運営」又は「大分類6運送・保管 小分類2貨物運送」であり、格付区分がA、B又はCであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を

除く。)でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県総務部税務課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 (本庁舎4階)

電話(086)226-7241 FAX(086)224-2714

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(1) 業務仕様書等の配布期間及び場所

①配布期間 令和7年2月27日(木)から令和7年3月7日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

②配布場所 上記3の場所と同じ

なお、岡山県税務課ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/11/>からダウンロードできる。

(2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

①提出期間 令和7年2月27日(木)から令和7年3月7日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

②提出場所 上記3の場所と同じ

③提出方法 持参又は郵便等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)

(3) 企画提案参加資格要件の審査

①審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

②企画提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

企画提案参加資格要件に不適合である旨の通知を受け取った者は、令和7年3月13日(木)までに、上記3の宛先にFAXにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、別添1の業務仕様書、別添2の「岡山県ふるさと納税支援委託業務」企画提案書作成要領に関し質問がある場合は、次の方法により質問書を提出することができる。なお、別添3の企画提案評価基準票に関する質問は受け付けない。

①受付期間 令和7年2月27日(木)から令和7年3月7日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

②方 法 仕様書等に対する質問書(様式第2号)をFAXした後、確認の電話をすること。

③宛 先 上記3のとおり

④回答方法 岡山県ホームページ(トップページ→入札・業務委託)へ掲載する。

⑤そ の 他 この企画提案の実施後、業務仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 企画提案書等の提出

企画提案参加者は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）によることとし、FAXや電子メールによる提出は受理しない。

(2) 提出期日

令和7年3月14日（金）午後5時必着

(3) 提出場所

上記3の場所とする。

(4) 提出書類

企画提案書 6部

見積書 1部

7 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 採用者の決定方法

①別途設置する選定委員会で別添3の企画提案評価基準票に基づき審査・採点を行い、採点の合計点数が最も高い提案者を採用者に決定する。

②選定の結果については、選定委員会終了後速やかに、書面により各提案者に通知する。なお、当該結果について異議を申し立てることはできない。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) 契約締結時期

契約の締結日は、令和7年4月1日（火）以降とする。

(5) その他

①当該業務に係る予算について岡山県議会の議決が得られない場合は、本業務は中止する。

②提出書類は返却しない。

③選定の過程において追加資料を求める場合がある。

④採用者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので、留意すること。